

第1回経済統計ワーキンググループ・第2回共通基盤ワーキンググループ
合同会合 議事概要

1 日 時 平成29年6月15日（木）9:55～12:00

2 場 所 合同庁舎4号館 1208特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（経済統計WG座長）、北村 行伸（共通基盤WG座長）、河井 啓希、関根 隆敏、
中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

菅幹雄（法政大学教授）、内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、千葉県、東京都、京都府、岡山県

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長、肥後次長、吉野調査官

政策統括官（統計基準担当）：澤村審査官、宮内企画官、松室補佐

4 議 事

- (1) 審議の進め方について
- (2) 事業所母集団データベースについて
- (3) 国際協力及び国際貢献の推進について
- (4) 国際比較可能性について
- (5) その他

5 議事概要

(1) 審議の進め方について（経済統計ワーキンググループ）

当面、資料にある審議事項、審議日程に基づいて経済統計ワーキンググループの
審議を進めていくことが了承された。

(2) 事業所母集団データベースについて

事務局、総務省統計局、財務省から資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-
4に基づき説明された後、質疑応答が行われた。「次期基本計画における基本的な
考え方」については、概ね適当とされたが、意見を踏まえて一部修正することとなっ
た。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・ 諸外国におけるビジネスレジスターの設計思想の基本的な考え方は、小規模事業者

に対しては行政記録をフルに活用し、余った資源を複雑かつ大規模な事業者に集中させることである。それに照らせば、プロファイリングはこの設計思想にかなっている。ただし、わが国の行政記録情報では、企業の活動状況が十分に把握できないので、ローリング調査は効果的である。

- ・統計改革推進会議の最終取りまとめでは、サービス関連統計の統合・拡充などによりビジネスサーベイが平成31年度に創設されることになっている。一方、事業所母集団データベースは平成32年度にかけて整備されることになっている。整備作業で得られた母集団情報は、ビジネスサーベイの創設に向けて、各統計調査に対しても早めに利用されるという理解でよいか。
- ・ビジネスサーベイについては、統計委員会として何らかの議論をする場が必要ではないか。

→名簿については引き続き提供するので、利用は可能である。ローリング調査は、平成31年、32年で実施するが、初めてなので試験的な集計になる。平成33年の経済センサス-活動調査以降のフレーム集計は、今後検討してまいりたい。

- ・今後、整備途上の事業所母集団データベースの情報を年次調査や月次調査に利用すると、時点間の母集団情報の差異で結果に段差が生じる可能性がある。その場合、前年比の変動幅をどのように捉えるべきかが大きな問題となる。これは各統計調査横並びで考えるべき課題であるので、統計委員会で検討すべき。

→横断的事項検討部会で毎月勤労統計の関係で調査対象の変更による非標本誤差については、そのまま繋げることにされたので、それと同様の考え方ではないか。

- ・母集団情報が毎年更新されていく中では、母集団情報をそのまま利用して統計を作成の上、どの時点で母集団情報を利用したかを適切に情報開示することが重要。それをどう加工して利用するかはユーザー側の問題。
- ・資料にあるローリング調査のイメージは、調査員が巡回して目視するだけのようと思われるが、実際には行政記録情報と照合を行っているので、そのことを周知することも必要である。
- ・法人企業統計の母集団情報と事業所母集団データベースとのかい離の要因の一つとして指摘されている、給料が支払われている従業員数がゼロかつ自前の設備を有していない法人については、付加価値を産み出しているのであれば、事業所母集団データベースや各統計調査の対象に含めるべきではないか。
- ・プロファイリングは、新しい取り組みであり、多くの人に馴染みがないので、企業に対して目的・意義などの広報・パブリシティが必要である。併せて、整備された名簿を利用する調査実施者との連携を図ることも重要である。

→行政記録情報で把握され従業者数ゼロの事業所については、現在も郵送調査、電話照会を行っており、確認できない事業所についてもデータベースには収録しているので、どう調査で活用するか検討していただきたい。プロファイリングについては、企業側の負担にならないように従来の調査とも連携して周知してまいりたい。

- ・(事前に寄せられた委員の意見を北村座長が紹介) 売上や付加価値を適切に捕捉する観点から考えれば、事業所の定義の見直しを次期基本計画の検討課題に盛り込むべきではないか。ただし、このような「人及び設備を有しない」事業者がどの程度

存在しているのか不明であり、難しい課題ではあると考える。

- ・産業分類における事業所定義の見直しでは、「人及び設備を有する」という定義を「人又は設備を有する」とし、それに「売上高、付加価値等がある」などを加えたらどうか。また、定義見直しに当たっては、目標や基準を明らかにして行うことが必要である。目標は、付加価値などを漏れなく、重複なく把握することである。従前の事業所定義において従業者数ゼロを除くように規定しているのは、おそらく重複をなくすためであろうと考える。事業所の定義を見直す際には、ダブルカウントを生じさせないことにも留意してほしい。
- 産業分類を所管する立場から言えば、事業所の定義は現行のものが必要であり、企業の定義については、事業所の定義に準じるとしてきたため定義が定まっていないので、検討が必要であると認識している。企業の定義をつくることが御意見に沿うことになるのではないかと考える。そのためにも、ローリング調査、プロファイリング活動で実態を的確に把握することが重要と考えるので、「基本的な考え方」に盛り込んでいきたい。また、ビジネスサーベイについても盛り込みたい。なお、事業所母集団データベースが整備されることで調査が、日々変わっていくので、統計の利用者に対する情報提供も必要と考える。
- ・法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離は、長年の課題であった。今後、ローリング調査で、このかい離が解明されることを期待している。
- ・法人企業統計と事業所母集団データベースとのかい離の要因把握については、「企業属性を明らかにして」などの記述を入れるべきである。そのことによって、最新の事業所母集団と各調査の母集団情報との断層処理にも対応できるのではないかと考える。
- ・事業所母集団データベースは、包括的な扱いをすることを大前提にして整備すべきである。現在も行われているように、従業者数ゼロかどうか不明確な事業所も、それだけを理由に排除するのではなく、実際に調査して存在を確認して判断していくことが大事である。
- ・従業者数ゼロの企業の実態を把握するには、例えば法人企業統計のデータから、そのような企業についてのクロス集計などを行うと、このことに起因するかい離要因の実態が分かる糸口になるのではないかと考える。また、従業者数ゼロをデータベースに整備することは大事であるが、今後の統計調査への活用のために、誰が報告担当者になるのかなどの情報を確認して収録しておくことが必要である。
- ・法人番号の公表サイトの活用は有意義である。わが県においても、法人番号のサイトにある法人数と昨年実施された経済センサス―活動調査とは、10数パーセントのかい離があるので、法人番号を活用することにより精度改善が期待できる。加えて、税サイドが保有する売上高などの経理項目の情報が活用できると統計精度が向上するものと考えられる。

(3) 国際協力及び国際貢献の推進について

事務局、総務省政策統括官室から資料3-1、資料3-2に基づき説明された後、質疑応答が行われた。「次期基本計画における基本的な考え方」については、概ね適当とされたが、意見を踏まえて一部修正することとなった。

主な発言は、以下のとおり。

- ・SDGsのほか、SNAなど国際基準についても国際的な議論があるようだが、このような国際動向をできるだけ国内で情報共有してほしい。国際会議に出席した実績が8府省にあるが、これらの情報を各府省はもちろん、統計委員会も共有することは重要である。
- ・SDGsは、日本の公的統計でカバーできないものがある。国際的な政治力学で決められた指標も含まれており、日本としてどこまで対応すべきか整理が必要。統計委員会や統計機関もそのような背景を視野に入れて今後の議論に対応する必要がある。
- ・OECD統計に各国データが並べてあっても概念が異なり、比較が困難である点を改良していく必要がある。また、日本が作成していないデータについて整備の要否を含めて統計委員会で議論してほしい。例えば、SDGsの全244指標のうち、日本は、諸外国並みの約40%について報告可能と説明を受けたが、今後の整備については、数値目標を設定して、進行状況がわかると良い。
- ・国際貢献が、日本の課題であることは、よく認識している。日本の統計を国際的に公開していくことも重要であり、また、国際的な議論に参加して日本の意見を反映させる人材、国際機関で国際統計に携わる人材の供給も重要。担当官庁は、統計委員会のほか日本の学会も含めて、広く協力していく必要がある。

(4) 国際比較可能性について

事務局、内閣府、財務省及び日本銀行から、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4に基づき説明された後、質疑応答が行われた。「次期基本計画における基本的な考え方」については概ね適当とされたが、意見を踏まえ一部修正されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・IMFの特別データ公表基準（SDDS）プラスにおいてデータ整備が求められている9項目のうち、日本が未公表の4項目について、取り組んでいただきたい。さらに、次期基本計画における基本的な考えに、広い意味での国際比較の可能性の向上、例えば、貧困率など国際機関で行われている調整や整合性などの議論の必要があることを明記してはどうか。
 - ・未公表データ4項目のうち、部門別バランスシートや一般政府債務公表の適時性（適切な公表時期）について、4か月以内と定められているのに対し、一般政府収支については12か月以内と定められているのはなぜか。
- 金融危機の教訓という意味では、できるだけ適時性と周期性に優れたデータを公表するのが理想であるが、国際的な含意を図る中で一般政府収支については各国にお

いても、恐らく地方政府分などに強い制約があることもあり、適時性は12か月以内に定められていると理解している。

(5) その他

次回の会合は、経済統計WGは6月29日（木）10時から、共通基盤WGは7月6日（木）10時から開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>